

武器貿易条約(ATT)



1990年代以降、通常兵器の国際的な移転を規制するための地域的合意等の形成が進み、2000年代後半には国連で武器貿易条約(ATT)交渉が開始された。この条約は2013年4月2日の国連総会で採択され、2014年12月24日に発効した。2020年4月1日現在の締約国は105か国(日本を含む)である。以下は、外務省による仮訳に基づきつつ、榎本が一部に修正を加えたものである。また、必要と思われる場合は英語を併記した。(榎本珠良:明治大学研究・知財戦略機構 特任教授)

❖ 武器貿易条約(抜粋) ❖

第1条 趣旨及び目的

この条約は、国際的及び地域的な平和、安全及び安定に寄与し、人類の苦しみを軽減し、並びに通常兵器の国際貿易における締約国間の協力、透明性及び責任ある行動を促進し、もって締約国間の信頼を醸成するため、通常兵器の国際貿易を規制し、又はその規制を改善するための可能な最高水準の共通の国際的基準を確立すること並びに通常兵器の不正な取引を防止し、及び根絶し、並びに通常兵器の流用を防止することを目的とする。

第2条 適用範囲

- この条約は、次の区分の全ての通常兵器について適用する。
 - 戦車
 - 装甲戦闘車両
 - 大口径火砲システム
 - 戦闘用航空機
 - 攻撃ヘリコプター
 - 軍艦
 - ミサイル及びその発射装置
 - 小型武器及び軽兵器
- この条約の適用上、国際貿易(international trade)の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介から成り、以下「移転」(transfer)という。
- <略>

第3条 弾薬類

締約国は、前条1の規定の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、及び維持し、並びに当該弾薬類の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。

第4条 部品及び構成部品

締約国は、部品及び構成部品の輸出が第二条1の規定の対象となる通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる場合において当該部品及び構成部品の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、及び維持し、並びに当該部品及び構成部品の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。

第5条 実施全般

- <略>
- <略>
- 締約国は、この条約の規定を最も広い範囲の通常兵器について適用することが奨励される。第二条1(a)から(g)までの規定の対象となるいずれの区分についても、各国の定義は、この条約の

効力発生時における国際連合軍備登録制度において用いられるものよりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであってはならない。第二条1(h)の規定の対象となる区分については、各国の定義は、この条約の効力発生時における国際連合の関連文書において用いられるものよりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであってはならない。

4, 5, 6 <略>

第6条 禁止

1, 2 <略>

3 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の移転について許可を与えようとする時において、当該通常兵器又は物品が集団殺害(genocide)、人道に対する犯罪、千九百四十九年のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為、民用物若しくは文民として保護されるものに対する攻撃(attacks directed against civilian objects or civilians protected as such)又は自国が当事国である国際協定に定める他の戦争犯罪の実行に使用されるであろうことを知っている場合には(if it has knowledge)、当該移転を許可してはならない。

第7条 輸出及び輸出評価

1 輸出が前条の規定により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の輸出であって、自国の管轄の下で、かつ、その国内的な管理制度に従って行われるものについて許可を与えようとする前に、関連要素(輸入を行う締約国から次条1の規定に従って提供される情報を含む。)を考慮し、客観的かつ無差別な方法で、当該通常兵器又は物品が有する次の可能性について評価を行う。

- (a) 平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性(would contribute to or undermine peace and security)
- (b) 次のいずれかの目的のために使用される可能性(could be used to)
 - (i) 国際人道法の重大な違反を犯し、又はこれを助長すること。
 - (ii) 国際人権法の重大な違反を犯し、又はこれを助長すること。
 - (iii) 当該輸出を行う国が当事国であるテロリズムに関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。
 - (iv) 当該輸出を行う国が当事国である国際的な組織犯罪に関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。

2 輸出を行う締約国は、1(a)又は(b)の規定において特定される危険性を緩和するために実施され得る措置、例えば、信頼の醸成のための措置又は輸出を行う国及び輸入を行う国が共同で作成し、合意した計画があるか否かを検討する。

3 輸出を行う締約国は、1の評価を行い、及び危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、1に規定するいずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性(an overriding risk of any of the negative consequences)が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならない。

4 輸出を行う締約国は、1の評価を行うに当たり、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品がジェンダーに基づく重大な暴力行為(serious acts of gender-based violence)又は女性及び児童に対する重大な暴力行為を行い、又は助長するために使用される危険性を考慮する。

5, 6, 7 <略>

第8条:輸入/第9条:通過又は積替え/第10条:仲介

<略>

第11条 流用(Diversion)

1 第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転に関与する締約国は、当該通常兵器の流用を防止

- するための措置をとる。
- 2 輸出を行う締約国は、当該輸出についての流用の危険性を評価すること並びに信頼の醸成のための措置、当該輸出を行う国及び輸入を行う国が共同で作成し、合意した計画等の危険性の緩和のための措置が実施されるか否かを検討することにより、第五条2の規定に従って確立される国内的な管理制度を通じ、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転についての流用を防止するよう努める。防止のための他の措置には、適当な場合には、当該輸出に関与する当事者の調査、追加的な文書、証明書及び保証の要求、輸出を許可しないことその他の適切な措置を含めることができる。
 - 3 輸入を行う締約国、通過が行われる締約国、積替えが行われる締約国及び輸出を行う締約国は、自国の国内法に従い、適当かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転についての流用の危険性を緩和するため、協力し、及び情報を交換する。
 - 4 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であって移転されたものの流用を探知する場合には、自国の国内法及び国際法に従い、当該流用に対処するための適切な措置をとる。その措置には、影響を受ける可能性がある締約国に警報を発すること、仕向地が変更された当該通常兵器の貨物を調査すること並びに捜査及び法令の実施を通じて事後措置をとることを含めることができる。
 - 5 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であって移転されるものの流用の更なる把握及び防止のため、流用に対処するための効果的な措置について関連する情報を相互に共有することが奨励される。当該情報は、不正な活動(腐敗行為、国際的な取引の経路、不正な仲介者、不正な供給源、秘匿のための方法、一般的な発送地点又は組織された集団が従事する流用における仕向地を含む。)に関する情報を含み得る。
 - 6 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であって移転されるものの流用に対処するに当たってとられた措置について、事務局を通じ他の締約国に報告することが奨励される。

第12条 記録の保存

- 1 締約国は、自国の国内法令に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸出許可の発給又は実際の輸出に関する国の記録を保持する。
- 2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であって、最終仕向地として自国の領域に移転されたもの又はその管轄の下にある領域を通過し、若しくは当該領域において積み替えることを許可されたものについて、記録を保持することが奨励される。
- 3 締約国は、適当な場合には、1及び2に規定する記録に、第二条1の規定の対象となる通常兵器の数量、価格、モデル又は型式及び許可された国際的な移転、実際に移転された通常兵器並びに輸出を行う国、輸入を行う国、通過又は積替えが行われる国及び最終使用者の詳細を含めることが奨励される。
- 4 記録は、少なくとも十年間、保存するものとする。

第13条 報告

- 1 締約国は、この条約が第二十二条の規定に従い自国について効力を生じた後一年以内に、この条約の実施のためにとられた措置(国内法、国内的な管理リスト並びに他の規則及び行政措置を含む。)について事務局に最初の報告を提出する。締約国は、適当な場合には、この条約の実施のためにとられた新たな措置について事務局に報告する。これらの報告は、閲覧することができるものとし、事務局が締約国に配布する。
- 2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であって移転されるものの流用に対処する上で効果的であることが判明した措置に関する情報を事務局を通じ他の締約国に報告することが奨励される。
- 3 締約国は、毎年五月三十一日までに、第二条1の規定の対象となる通常兵器の前暦年における許可された又は実際の輸出及び輸入に関する報告を事務局に提出する。報告は、閲覧することができるものとし、事務局が締約国に配布する。事務局に提出される報告には、当該報告を提出する締約国が関連する国際連合の枠組み(国際連合軍備登録制度を含む。)に提出した情報と同一

の情報を含めることができる。報告書には、商業上機微な情報又は国家の安全保障に関する情報を含めないことができる(may exclude commercially sensitive or national security information)。

第14条:執行／第15条:国際協力／第16条:国際的援助

<略>

第17条 締約国会議

1 締約国会議は、次条の規定により設置される暫定事務局によりこの条約の効力発生の後一年以内に召集され、その後は締約国会議によって決定される時に召集される。

2,3 <略>

4 締約国会議は、次の任務を遂行する。

- (a) この条約の実施状況(通常兵器の分野における動向を含む。)の検討
- (b) この条約の実施及び運用、特にその普遍性の促進に関する勧告の検討及び採択
- (c) 第二十条の規定に基づくこの条約の改正の検討
- (d) この条約の解釈から生ずる問題の検討
- (e) 事務局の任務及び予算の検討及び決定
- (f) この条約の機能の改善のために必要な補助機関の設置の検討
- (g) この条約に適合するその他の任務

5 <略>

第18条:事務局／第19条:紛争解決

<略>

第20条 改正

1 締約国は、この条約の効力発生の後六年を経過した後、この条約の改正を提案することができる。その後、締約国会議は、提案された改正を三年ごとにのみ検討することができる。

2 <略>

3 締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択される。この条の規定の適用上、「出席し、かつ、投票する締約国」とは、出席し、かつ、賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。寄託者は、採択された改正を全ての締約国に送付する。

4 <略>

第21条 署名、批准、受諾、承認又は加入

<略>

第22条 効力発生

- 1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書又は承諾書が寄託された日の後九十日で効力を生ずる。
- 2 この条約は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承諾書又は加入書を寄託する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

第23条:暫定的適用／第24条:有効期間及び脱退／第25条:留保／第26条:他の国際協定との関係／第27条:寄託者／第28条:正文<略>

2013年4月2日にニューヨークで作成された。

(外務省による仮訳:<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029746.pdf>。第7条4について、外務省による仮訳においては、gender-basedは「性別に基づく」と訳されているが、この抜粋では「ジェンダーに基づく」と訳した。)